

でんさいのご利用の際の留意事項について

新			旧		
項目	ご注意いただきたいこと	利用規定等の記載	項目	ご注意いただきたいこと	利用規定等の記載
4. 利用形態	当社が提供する法人版インターネットバンキング「 <u>りそな</u> ビジネスダイレクト (Web 照会・振込サービス) のご契約が必要になります。	利用規定 第9条	4. 利用形態	当社が提供する法人版インターネットバンキング「関西みらいビジネスダイレクト (Web 照会・振込サービス) のご契約が必要になります。	利用規定 第9条

関西みらい銀行 電子記録債権 利用規定

新	旧
2024年7月1日	2023年1月10日
<p>第2章 当社のサービス内容等</p> <p>第4条（サービス利用時間）</p> <p>1. 本サービスのサービス時間は、当社別サービスである「りそなビジネスダイレクト利用規定」にて定める所定の時間内とします。また、当社が所定する日および時間帯は、当社のホームページその他の方法によりお知らせします。</p> <p>2. 当社の都合により前項に規定する利用可能日・利用可能時間はいつでも変更できるものとし、変更にあたっては、事前に当社のホームページその他の方法によりお知らせします。</p> <p>第3章 利用者</p> <p>第9条（本サービスの利用方法等）</p> <p>1. 当社は、前条第6項の審査の結果、本サービスの利用を承諾した場合には、利用者登録の手続が終了しますと登録結果を記載した「手続完了のお知らせ」（以下、「お知らせ」といいます。）を発送します。「お知らせ」に記載のお取扱開始日より「りそなビジネスダイレクト」にて本サービスの利用が可能となります。</p> <p>2. 「お知らせ」等の確認・保管</p> <p>利用者は、本サービスを利用する前に、「でんさいネット業務規程」に定める事項について、「お知らせ」および利用申込書（お客さま控）により確認することとし、本サービス利用期間中において利用者は「お知らせ」を利用申込書（お客さま控）とともに厳重に保管するものとします。</p> <p>3. 付帯契約の締結</p> <p>平成23年11月改訂前の銀行取引約定書を締結している融資お取引がある利用者は、第6章に定める融資のサービスご利用の有無に関わらず、「銀行取引約定書（変更契約用）」等を当社へ提出するものとします。</p> <p>4. 本サービスを利用するには、別途「りそなビジネスダイレクト」の契約が必要です。また、「りそなビジネスダイレクト」の利用には当社所定の手数料がかかります。</p> <p>5. 利用者が本サービスを利用する際は電子記録の請求に必要な情報提供を行う際、当社は利用者から都度提示を受ける「りそなビジネスダイレクト」のログインID、ログインパスワード、電子証明書および承認パスワード（本サービスの初回利用時に利用者が設定）（以下、「パスワード等」といいます。）を、あらかじめ利用者が当社に届け出ているパスワード等と比較して一致することを確認することにより、利用者確認を行います。一致を確認した場合、本サービスは、利用者の真正な意思に基づいて正当に利用されたものとみなします。</p> <p>6. パスワード等は大変重要な情報です。利用者は、パスワード等の管理、使用について全ての責任を持つものとし、理由の如何を問わず第三者に開示または使用させてはならないものとします。</p> <p>7. 当社は、利用者のパスワード等使用上の過誤、管理不十分または第三者による不正使用等に起因して利用者が損害を被った場合でも、その損害につき一切責任を負わないものとします。前項により、他の利用者、当社およびでんさいネットに生じた損害は、利用者が賠償責任を負うものとします。</p> <p>8. 利用者のパスワード等が第三者に知られた場合、またはそのおそれのある場合、利用者は当社所定の時間内に電話により当社に届け出てください。届出の受付により、当社は「りそなビジネスダイレクト」の利用を停止します。本サービスの利用を再開するには、当社に連絡のうえ、所定の手続をとってください。</p> <p>9. パスワード等は、当社所定の方法により変更が可能です</p> <p>10. 本サービスの利用について、届け出られた承認パスワードと異なる入力当社の任意に定める回数連続して行われた場合、その承認パスワードは無効になります。承認パスワードの再設定を行う場合には、当社に所定の書面（パスワード再設定依頼書）の提出が必要となる場合がありますので、その手続をとってください。</p>	<p>第2章 当社のサービス内容等</p> <p>第4条（サービス利用時間）</p> <p>1. 本サービスのサービス時間は、当社別サービスである「関西みらいビジネスダイレクト利用規定」にて定める所定の時間内とします。また、当社が所定する日および時間帯は、当社のホームページその他の方法によりお知らせします。</p> <p>2. 当社の都合により前項に規定する利用可能日・利用可能時間はいつでも変更できるものとし、変更にあたっては、事前に当社のホームページその他の方法によりお知らせします。</p> <p>第3章 利用者</p> <p>第9条（本サービスの利用方法等）</p> <p>1. 当社は、前条第6項の審査の結果、本サービスの利用を承諾した場合には、利用者登録の手続が終了しますと登録結果を記載した「手続完了のお知らせ」（以下、「お知らせ」といいます。）を発送します。「お知らせ」に記載のお取扱開始日より「関西みらいビジネスダイレクト」にて本サービスの利用が可能となります。</p> <p>2. 「お知らせ」等の確認・保管</p> <p>利用者は、本サービスを利用する前に、「でんさいネット業務規程」に定める事項について、「お知らせ」および利用申込書（お客さま控）により確認することとし、本サービス利用期間中において利用者は「お知らせ」を利用申込書（お客さま控）とともに厳重に保管するものとします。</p> <p>3. 付帯契約の締結</p> <p>平成23年11月改訂前の銀行取引約定書を締結している融資お取引がある利用者は、第6章に定める融資のサービスご利用の有無に関わらず、「銀行取引約定書（変更契約用）」等を当社へ提出するものとします。</p> <p>4. 本サービスを利用するには、別途「関西みらいビジネスダイレクト」の契約が必要です。また、「関西みらいビジネスダイレクト」の利用には当社所定の手数料がかかります。</p> <p>5. 利用者が本サービスを利用する際は電子記録の請求に必要な情報提供を行う際、当社は利用者から都度提示を受ける「関西みらいビジネスダイレクト」のログインID、ログインパスワード、電子証明書および承認パスワード（本サービスの初回利用時に利用者が設定）（以下、「パスワード等」といいます。）を、あらかじめ利用者が当社に届け出ているパスワード等と比較して一致することを確認することにより、利用者確認を行います。一致を確認した場合、本サービスは、利用者の真正な意思に基づいて正当に利用されたものとみなします。</p> <p>6. パスワード等は大変重要な情報です。利用者は、パスワード等の管理、使用について全ての責任を持つものとし、理由の如何を問わず第三者に開示または使用させてはならないものとします。</p> <p>7. 当社は、利用者のパスワード等使用上の過誤、管理不十分または第三者による不正使用等に起因して利用者が損害を被った場合でも、その損害につき一切責任を負わないものとします。前項により、他の利用者、当社およびでんさいネットに生じた損害は、利用者が賠償責任を負うものとします。</p> <p>8. 利用者のパスワード等が第三者に知られた場合、またはそのおそれのある場合、利用者は当社所定の時間内に電話により当社に届け出てください。届出の受付により、当社は「関西みらいビジネスダイレクト」の利用を停止します。本サービスの利用を再開するには、当社に連絡のうえ、所定の手続をとってください。</p> <p>9. パスワード等は、当社所定の方法により変更が可能です</p> <p>10. 本サービスの利用について、届け出られた承認パスワードと異なる入力当社の任意に定める回数連続して行われた場合、その承認パスワードは無効になります。承認パスワードの再設定を行う場合には、当社に所定の書面（パスワード再設定依頼書）の提出が必要となる場合がありますので、その手続をとってください。</p>

新	旧
<p>11. 利用者は、当社が定める方法により登録した自己の従業員等（以下、「利用担当者」といいます）のみを介して利用者として本サービスを利用することができるものとし、利用者の責任において利用担当者に本規定を遵守させ、その利用に関する責任を負うものとしします。</p> <p>第12条（強制解約）</p> <p>1. 当社は、次項の規定に基づき、本サービスを強制解約できるものとしします。</p> <p>2. 利用者に以下の各号の事由が一つでも生じた場合、当社から事前に通知することなく、本サービスを解約できるものとしします。なお、当該措置の対象となるのは、利用者が当社と締結している全ての利用契約について、同項の措置を適用します</p> <p>（1）「でんさいネット業務規程」に定める利用契約の締結要件に該当しないことが判明した場合</p> <p>（2）債務者利用停止措置に係る事由の繰り返し、または「でんさいネット業務規程」および本規定に繰り返し違反、もしくは違反した状態が継続する等、でんさいネットおよび当社の運営を損なう行為があった場合</p> <p>（3）破産手続または清算手続等の倒産手続が開始された場合、または、債務整理に関して裁判所の関与する手続を申し立てた場合</p> <p>（4）住所変更の届出を怠る等、利用者の責めに帰すべき事由により利用者の所在が不明な場合</p> <p>（5）公序良俗に違反する行為を行った場合</p> <p>（6）利用者が決済口座として指定している預金口座または<u>りそな</u>ビジネスダイレクトの利用契約が強制解約された場合</p> <p>（7）利用者が死亡した場合</p> <p>（8）支払うべき所定の手数料の未払い等が発生した場合</p> <p>（9）本規定に基づく届出事項について、虚偽の事項を通知したことが判明した場合</p> <p>（10）その他、でんさいネットまたは当社が解約措置を行うに足る相当の事由が生じたと判断した場合</p> <p>（11）利用者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当すること、または次のいずれかに該当することが判明した場合</p> <p>①暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること</p> <p>②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること</p> <p>③自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること</p> <p>④暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること</p> <p>⑤役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること</p> <p>（12）でんさいネットと当社が「でんさいネット業務規程」に定める業務委託契約を解除する場合</p> <p>3. 解約は、でんさいに係る保証債務を含め、利用者に係るでんさいの消滅が確定した時に行います。なお、でんさいが存続する間の利用については、新たな融資申込およびでんさいの譲受が停止されるほか、利用者による記録請求は「でんさいネット業務規程」に規定する範囲に制限します。なお、当社での解除手続きが完了次第、当社所定の方法で利用者へ、その旨通知します。ただし、当該通知については当社所定の基準により省略することができるものとしします。</p> <p>4. 当社が利用制限の通知を届出の住所にあてて発信した場合に、その通知が利用者の受領拒否、転居先不明等の理由により利用者に到着しなかったときは、通常到達すべきときに到達したものとみなします。</p>	<p>11. 利用者は、当社が定める方法により登録した自己の従業員等（以下、「利用担当者」といいます）のみを介して利用者として本サービスを利用することができるものとし、利用者の責任において利用担当者に本規定を遵守させ、その利用に関する責任を負うものとしします。</p> <p>第12条（強制解約）</p> <p>1. 当社は、次項の規定に基づき、本サービスを強制解約できるものとしします。</p> <p>2. 利用者に以下の各号の事由が一つでも生じた場合、当社から事前に通知することなく、本サービスを解約できるものとしします。なお、当該措置の対象となるのは、利用者が当社と締結している全ての利用契約について、同項の措置を適用します</p> <p>（1）「でんさいネット業務規程」に定める利用契約の締結要件に該当しないことが判明した場合</p> <p>（2）債務者利用停止措置に係る事由の繰り返し、または「でんさいネット業務規程」および本規定に繰り返し違反、もしくは違反した状態が継続する等、でんさいネットおよび当社の運営を損なう行為があった場合</p> <p>（3）破産手続または清算手続等の倒産手続が開始された場合、または、債務整理に関して裁判所の関与する手続を申し立てた場合</p> <p>（4）住所変更の届出を怠る等、利用者の責めに帰すべき事由により利用者の所在が不明な場合</p> <p>（5）公序良俗に違反する行為を行った場合</p> <p>（6）利用者が決済口座として指定している預金口座または関西みらいビジネスダイレクトの利用契約が強制解約された場合</p> <p>（7）利用者が死亡した場合</p> <p>（8）支払うべき所定の手数料の未払い等が発生した場合</p> <p>（9）本規定に基づく届出事項について、虚偽の事項を通知したことが判明した場合</p> <p>（10）その他、でんさいネットまたは当社が解約措置を行うに足る相当の事由が生じたと判断した場合</p> <p>（11）利用者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当すること、または次のいずれかに該当することが判明した場合</p> <p>①暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること</p> <p>②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること</p> <p>③自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること</p> <p>④暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること</p> <p>⑤役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること</p> <p>（12）でんさいネットと当社が「でんさいネット業務規程」に定める業務委託契約を解除する場合</p> <p>3. 解約は、でんさいに係る保証債務を含め、利用者に係るでんさいの消滅が確定した時に行います。なお、でんさいが存続する間の利用については、新たな融資申込およびでんさいの譲受が停止されるほか、利用者による記録請求は「でんさいネット業務規程」に規定する範囲に制限します。なお、当社での解除手続きが完了次第、当社所定の方法で利用者へ、その旨通知します。ただし、当該通知については当社所定の基準により省略することができるものとしします。</p> <p>4. 当社が利用制限の通知を届出の住所にあてて発信した場合に、その通知が利用者の受領拒否、転居先不明等の理由により利用者に到着しなかったときは、通常到達すべきときに到達したものとみなします。</p>

新	旧
<p>第19条（相続時利用承継）</p> <p>1. 利用者が死亡した場合、第12条2項7号の規定に関わらず、被相続人に係るでんさいが 消滅するまで、「でんさいネット業務規程」に規定する記録請求等に限り、相続人代表者は利用継続を行うことができるものとします。なお、被相続人に係るでんさいの消滅が確定した段階で当社は利用契約を解約します。解約に際し、相続人への通知を省略できるものとします。</p> <p>2. 前項に係る取扱いを依頼する際は、相続人代表者は相続人全員の同意を得た相続時利用継続に係る所定の書面（相続時利用継続届等）に利用者死亡を証する書面、相続人確認用書面、印鑑証明書、その他当社が指定する書面を添付し、当社に提出するものとします。当社は、相続時利用継続に係る手続き完了次第、相続人代表者に当社所定の書面にて通知します。</p> <p>3. 相続時利用継続に際して、相続人代表者による「りそなビジネスダイレクト」の契約は必須としません。「りそなビジネスダイレクト」の契約がない場合、各種記録請求等は所定の書面を当社に提出し行うこととし、当社は当該電子記録請求結果を当社所定の方法で通知します。なお、各種記録請求等を行う都度、当社所定の手数料を支払うものとします。</p> <p>第4章 電子記録通則</p> <p>第21条（電子記録の請求・受付）</p> <p>1. 利用者がでんさいネットに対し電子記録の請求をする場合、第9条の定めのとおり、「りそなビジネスダイレクト」を利用し、当社へ請求する方法により行うものとします。</p> <p>2. 利用者は、記録請求を受けた当社およびでんさいネットが、その事務を処理するのに合理的な範囲で日時を要する場合があります点を了承したうえ、これにより損害が生じることがあっても責任追及ができないことを承諾するものとします。</p> <p>3. 第22条第2項に定める特定記録機関変更記録の請求については、利用者が提携記録機関に行うこととします。</p> <p>4. 第22条第2項に定める特定記録機関変更記録の請求に関する事項については、「でんさいネット業務規程」および提携記録機関の定めによるものとします。</p> <p>第23条（電子記録の請求制限等）</p> <p>1. 利用者は、当社に対して、次の各号に定める電子記録の請求を行うことができません。</p> <p>（1）でんさいネットの休業日を記録日とする電子記録</p> <p>（2）信託の電子記録（信託の受託者としての利用）</p> <p>（3）その他、「でんさいネット業務規程」および本規定に定める制限に違反する電子記録</p> <p>2. 利用者から当社への請求は、本規定に定める業務時間内に限られるものとし、当社が特別に認めた場合を除き、当該業務時間外の当社への請求は、受け付けられないものとします。</p> <p>3. 利用者は、第11条に従い、電子記録の範囲を制限またはその解除ができるものとします。</p> <p>4. 利用者は、「許可先」として指定した利用者（他金融機関の利用者を含む）以外からの、第25条以降で定める、発生記録請求、譲渡記録請求（譲渡記録に随伴する保証記録請求を含む）単独の保証記録請求を拒否する機能（以下、「指定許可機能」といいます。）を利用することができます。指定許可機能の利用にあたっては、申込書面等にその旨を記載したうえで、利用者が「りそなビジネスダイレクト」にて「指定先」の登録を行うものとします。</p> <p>第24条（電子記録の通知）</p> <p>1. 第21条の電子記録の請求または官公署の嘱託に伴うでんさいネットの電子記録があった 場合には、当該電子記録の内容について、当社を通じて利用者へ通知（電子メール等）するものとします。なお、電子メールにて通知する場合、「りそなビジネスダイレクト」に登録のある利用担当者のメールアドレスあてに行います。予約による記録請求の場合は、原則、当該記録請求した予約時点に登録のある利用担当者のメールアドレスあてに通知します。</p>	<p>第19条（相続時利用承継）</p> <p>1. 利用者が死亡した場合、第12条2項7号の規定に関わらず、被相続人に係るでんさいが 消滅するまで、「でんさいネット業務規程」に規定する記録請求等に限り、相続人代表者は利用継続を行うことができるものとします。なお、被相続人に係るでんさいの消滅が確定した段階で当社は利用契約を解約します。解約に際し、相続人への通知を省略できるものとします。</p> <p>2. 前項に係る取扱いを依頼する際は、相続人代表者は相続人全員の同意を得た相続時利用継続に係る所定の書面（相続時利用継続届等）に利用者死亡を証する書面、相続人確認用書面、印鑑証明書、その他当社が指定する書面を添付し、当社に提出するものとします。当社は、相続時利用継続に係る手続き完了次第、相続人代表者に当社所定の書面にて通知します。</p> <p>3. 相続時利用継続に際して、相続人代表者による「関西みらいビジネスダイレクト」の契約は必須としません。「関西みらいビジネスダイレクト」の契約がない場合、各種記録請求等は所定の書面を当社に提出し行うこととし、当社は当該電子記録請求結果を当社所定の方法で通知します。なお、各種記録請求等を行う都度、当社所定の手数料を支払うものとします。</p> <p>第4章 電子記録通則</p> <p>第21条（電子記録の請求・受付）</p> <p>1. 利用者がでんさいネットに対し電子記録の請求をする場合、第9条の定めのとおり、「関西みらいビジネスダイレクト」を利用し、当社へ請求する方法により行うものとします。</p> <p>2. 利用者は、記録請求を受けた当社およびでんさいネットが、その事務を処理するのに合理的な範囲で日時を要する場合があります点を了承したうえ、これにより損害が生じることがあっても責任追及ができないことを承諾するものとします。</p> <p>3. 第22条第2項に定める特定記録機関変更記録の請求については、利用者が提携記録機関に行うこととします。</p> <p>4. 第22条第2項に定める特定記録機関変更記録の請求に関する事項については、「でんさいネット業務規程」および提携記録機関の定めによるものとします。</p> <p>第23条（電子記録の請求制限等）</p> <p>1. 利用者は、当社に対して、次の各号に定める電子記録の請求を行うことができません。</p> <p>（1）でんさいネットの休業日を記録日とする電子記録</p> <p>（2）信託の電子記録（信託の受託者としての利用）</p> <p>（3）その他、「でんさいネット業務規程」および本規定に定める制限に違反する電子記録</p> <p>2. 利用者から当社への請求は、本規定に定める業務時間内に限られるものとし、当社が特別に認めた場合を除き、当該業務時間外の当社への請求は、受け付けられないものとします。</p> <p>3. 利用者は、第11条に従い、電子記録の範囲を制限またはその解除ができるものとします。</p> <p>4. 利用者は、「許可先」として指定した利用者（他金融機関の利用者を含む）以外からの、第25条以降で定める、発生記録請求、譲渡記録請求（譲渡記録に随伴する保証記録請求を含む）単独の保証記録請求を拒否する機能（以下、「指定許可機能」といいます。）を利用することができます。指定許可機能の利用にあたっては、申込書面等にその旨を記載したうえで、利用者が「関西みらいビジネスダイレクト」にて「指定先」の登録を行うものとします。</p> <p>第24条（電子記録の通知）</p> <p>1. 第21条の電子記録の請求または官公署の嘱託に伴うでんさいネットの電子記録があった 場合には、当該電子記録の内容について、当社を通じて利用者へ通知（電子メール等）するものとします。なお、電子メールにて通知する場合、「関西みらいビジネスダイレクト」に登録のある利用担当者のメールアドレスあてに行います。予約による記録請求の場合は、原則、当該記録請求した予約時点に登録のある利用担当者のメールアドレスあてに通知します。</p>

新	旧
<p>2. 当社およびでんさいネットは、前項の通知を当社所定の方法により行った場合には、当該通知の遅延または不達により利用者に生じた損害について、当社またはでんさいネットに故意または重大過失がある場合を除き、責任を負わないものとします。</p> <p>3. 利用者は、「りそなビジネスダイレクト」により、第25条以降で定める、発生記録・譲渡記録・分割記録について、でんさいネットが定める標準フォーマットを作成し、記録請求の種類ごとに複数の請求を一括して、でんさいネットに送信できる機能（以下、一括記録請求といいます。）を利用することができます。ただし、一括記録請求により送信したデータを一括して取り消すことはできません。</p> <p>4. その他の取引内容の通知、確認等は「でんさいネット業務規程等」に従うものとします。</p>	<p>2. 当社およびでんさいネットは、前項の通知を当社所定の方法により行った場合には、当該通知の遅延または不達により利用者に生じた損害について、当社またはでんさいネットに故意または重大過失がある場合を除き、責任を負わないものとします。</p> <p>3. 利用者は、「関西みらいビジネスダイレクト」により、第25条以降で定める、発生記録・譲渡記録・分割記録について、でんさいネットが定める標準フォーマットを作成し、記録請求の種類ごとに複数の請求を一括して、でんさいネットに送信できる機能（以下、一括記録請求といいます。）を利用することができます。ただし、一括記録請求により送信したデータを一括して取り消すことはできません。</p> <p>4. その他の取引内容の通知、確認等は「でんさいネット業務規程等」に従うものとします。</p>
<p>第5章 電子記録の請求および記録に関する事項</p> <p>第25条（発生記録の請求） 利用者は、当社に対して、次の各号に定める発生記録の請求を行うことができません。</p> <p>（1）「でんさいネット業務規程」にて請求できないこととされている請求</p> <p>（2）「りそなビジネスダイレクト利用規定」にて定める所定の時間外の請求</p>	<p>第5章 電子記録の請求および記録に関する事項</p> <p>第25条 発生記録の請求 利用者は、当社に対して、次の各号に定める発生記録の請求を行うことができません。</p> <p>（1）「でんさいネット業務規程」にて請求できないこととされている請求</p> <p>（2）「関西みらいビジネスダイレクト利用規定」にて定める所定の時間外の請求</p>
<p>第26条（発生記録に関する手続）</p> <p>1. 当社は、利用者が自らを債務者または債権者とするでんさいの発生記録の請求を受けるものとします。</p> <p>2. 利用者は、発生記録を行おうとする日の午後3時まで、当社に対して、「りそなビジネスダイレクト」を利用して、発生記録に必要な情報を提供することにより、当社に発生記録の請求を行います。なお、当日付の記録請求のほか、記録請求日の翌銀行営業日から記録請求日の1ヶ月後応答日までの期間の日付を指定した予約による記録請求を可能とします。</p> <p>3. 前項の規定によりでんさいネットにて発生記録を行った場合、当社は、遅滞なく、でんさいネットの依頼に基づき当該でんさいの債権者および債務者へ、当該でんさいの内容について通知（電子メール等）を行います。</p> <p>4. 発生記録請求の撤回について、以下の通りとします。</p> <p>（1）債務者請求方式の場合、債務者は発生記録請求を撤回することはできません。ただし、予約による記録請求の場合は、電子記録指定日が到来するまでは、債権者による譲渡の予約等、他の記録請求がなされた場合を除き、記録請求者による単独での予約の撤回をできるものとします。</p> <p>（2）債権者請求方式の場合、債権者は発生記録請求を撤回することはできません。ただし、予約による記録請求の場合は、電子記録指定日が到来するまでに、すでに債務者が発生に承諾または否認した場合を除き、記録請求者による単独での予約の撤回を可能とします。</p> <p>5. 発生記録請求に異議のある場合の手続は、以下の通りとします。</p> <p>（1）債務者請求方式の場合、利用者は、当該でんさいの債権者として、第3項の通知を受領した場合は、その通知または開示請求により内容の確認を行い、内容に異議等がある場合には、「でんさいネット業務規程」に基づき、記録日を含め5銀行営業日（記録日を含め当該電子記録がされることとなる債権記録の支払期日の3銀行営業日前の日までの期間が4銀行営業日以内の場合には、当該支払期日の3銀行営業日前の日）以内に、当社を通じ、でんさいネットに対し当該電子記録を削除する旨の変更記録の請求をすることができるものとします。また、予約による発生記録においては、電子記録指定日が到来するまでの期間は、債権者が単独で予約を否認することができるものとします。</p> <p>（2）債権者請求方式の場合、利用者は、当該でんさいの債務者として、第3項の通知を受領した場合は、その通知または開示請求により内容の確認を行い、内容に異議等がある場合には、「でんさいネット業務規程」に基づき、承諾依頼通知日を含め5銀行営業日以内に、当社を通じ、でんさいネットに対し否認する、もしくは回答をしないものとし、この場合、当該でんさいは発生しないものとし</p>	<p>第26条（発生記録に関する手続）</p> <p>1. 当社は、利用者が自らを債務者または債権者とするでんさいの発生記録の請求を受けるものとします。</p> <p>2. 利用者は、発生記録を行おうとする日の午後3時まで、当社に対して、「関西みらいビジネスダイレクト」を利用して、発生記録に必要な情報を提供することにより、当社に発生記録の請求を行います。なお、当日付の記録請求のほか、記録請求日の翌銀行営業日から記録請求日の1ヶ月後応答日までの期間の日付を指定した予約による記録請求を可能とします。</p> <p>3. 前項の規定によりでんさいネットにて発生記録を行った場合、当社は、遅滞なく、でんさいネットの依頼に基づき当該でんさいの債権者および債務者へ、当該でんさいの内容について通知（電子メール等）を行います。</p> <p>4. 発生記録請求の撤回について、以下の通りとします。</p> <p>（1）債務者請求方式の場合、債務者は発生記録請求を撤回することはできません。ただし、予約による記録請求の場合は、電子記録指定日が到来するまでは、債権者による譲渡の予約等、他の記録請求がなされた場合を除き、記録請求者による単独での予約の撤回をできるものとします。</p> <p>（2）債権者請求方式の場合、債権者は発生記録請求を撤回することはできません。ただし、予約による記録請求の場合は、電子記録指定日が到来するまでに、すでに債務者が発生に承諾または否認した場合を除き、記録請求者による単独での予約の撤回を可能とします。</p> <p>5. 発生記録請求に異議のある場合の手続は、以下の通りとします。</p> <p>（1）債務者請求方式の場合、利用者は、当該でんさいの債権者として、第3項の通知を受領した場合は、その通知または開示請求により内容の確認を行い、内容に異議等がある場合には、「でんさいネット業務規程」に基づき、記録日を含め5銀行営業日（記録日を含め当該電子記録がされることとなる債権記録の支払期日の3銀行営業日前の日までの期間が4銀行営業日以内の場合には、当該支払期日の3銀行営業日前の日）以内に、当社を通じ、でんさいネットに対し当該電子記録を削除する旨の変更記録の請求をすることができるものとします。また、予約による発生記録においては、電子記録指定日が到来するまでの期間は、債権者が単独で予約を否認することができるものとします。</p> <p>（2）債権者請求方式の場合、利用者は、当該でんさいの債務者として、第3項の通知を受領した場合は、その通知または開示請求により内容の確認を行い、内容に異議等がある場合には、「でんさいネット業務規程」に基づき、承諾依頼通知日を含め5銀行営業日以内に、当社を通じ、でんさいネットに対し否認する、もしくは回答をしないものとし、この場合、当該でんさいは発生しないものとし</p>

新	旧
<p>ます。また、予約による発生記録においては、電子記録指定日が到来するまでの期間は、すでに債務者が発生に承諾、または否認した場合を除き、記録請求者による単独での予約の撤回を可能とします。</p> <p>6. 前項1号の削除する旨の変更記録の請求に伴い、でんさいネットにて当該変更記録を行った場合、当社は、遅滞なく、でんさいネットの依頼に基づき当該でんさいの債権者および債務者へ、当該でんさいの内容について通知（電子メール等）を行います。</p> <p>第27条（譲渡記録・分割記録の請求） 利用者は、当社に対して、次の各号に定める譲渡記録および分割記録の請求を行うことができません。なお、第28条において、譲渡記録請求に分割記録請求を含むものとします。</p> <p>（1）「でんさいネット業務規程」にて請求できないこととされている請求 （2）「りそなビジネスダイレクト利用規定」にて定める所定の時間外の請求 （3）保証記録の請求が伴わないもの、ただし、当社が特に認めた場合を除く （4）分割記録の場合、譲渡記録が伴わないもの （5）当社を譲受人とした直接の譲渡記録請求（分割記録請求を含む）ただし、融資申込に伴う場合を除く</p> <p>第28条（譲渡記録に関する手続） 1. 当社は、利用者が自らを譲渡人とするでんさいの譲渡記録の請求を受けるものとします。なお、譲渡記録とともに保証記録の請求も行う必要があります。 2. 利用者は、譲渡記録を行おうとする日の午後3時までに、当社に対して、「りそなビジネスダイレクト」を利用して、譲渡記録に必要な情報を提供することにより、当社に譲渡記録の請求を行います。なお、当日付の記録請求のほか、記録請求日の翌銀行営業日から記録請求日の1ヶ月後応答日までの期間の日付を指定した予約による記録請求を可能とします。 3. 前項の規定によりでんさいネットにて譲渡記録を行った場合、当社は、遅滞なく、でんさいネットの依頼に基づき、当該でんさいの譲渡人および譲受人へ、当該でんさいの内容について通知（電子メール等）を行います。 4. 譲渡記録請求を撤回することはできません。ただし、予約による記録請求の場合は、電子記録指定日が到来するまでは、他の記録請求がなされた場合を除き、記録請求者による単独での予約の撤回をできるものとします。 5. 利用者は、第3項の当該でんさいの譲受人として、当該通知を受領した場合は、その通知または開示請求により内容の確認を行い、内容に異議等がある場合には、「でんさいネット業務規程」に基づき、記録日を含め5銀行営業日（記録日を含め当該電子記録がされることとなる債権記録の支払期日の3銀行営業日前の日までの期間が4銀行営業日以内の場合には、当該支払期日の3銀行営業日前の日）以内に、当社を通じ、でんさいネットに対し当該電子記録を削除する旨の変更記録の請求をすることができるものとします。また、予約による譲渡記録においては、電子記録指定日が到来するまでの期間は、譲受人が単独で予約を否認することができるものとします。 6. 前項の削除する旨の変更記録の請求に伴い、でんさいネットにて当該変更記録を行った場合、当社は、遅滞なく、でんさいネットの依頼に基づき当該でんさいの譲渡人および譲受人へ、当該でんさいの内容について通知（電子メール等）を行います。</p> <p>第29条（口座間送金決済以外の支払等記録の請求） 1. 利用者は当社に対して、次の各号に定める支払等記録の請求を行うことができません。</p> <p>（1）「でんさいネット業務規程」にて請求できないこととされている請求 （2）「りそなビジネスダイレクト利用規定」にて定める所定の時間外の請求 （3）債権者の請求の場合、支払期日の2銀行営業日前から前</p>	<p>ます。また、予約による発生記録においては、電子記録指定日が到来するまでの期間は、すでに債務者が発生に承諾、または否認した場合を除き、記録請求者による単独での予約の撤回を可能とします。</p> <p>6. 前項1号の削除する旨の変更記録の請求に伴い、でんさいネットにて当該変更記録を行った場合、当社は、遅滞なく、でんさいネットの依頼に基づき当該でんさいの債権者および債務者へ、当該でんさいの内容について通知（電子メール等）を行います。</p> <p>第27条（譲渡記録・分割記録の請求） 利用者は、当社に対して、次の各号に定める譲渡記録および分割記録の請求を行うことができません。なお、第28条において、譲渡記録請求に分割記録請求を含むものとします。</p> <p>（1）「でんさいネット業務規程」にて請求できないこととされている請求 （2）「関西みらいビジネスダイレクト利用規定」にて定める所定の時間外の請求 （3）保証記録の請求が伴わないもの、ただし、当社が特に認めた場合を除く （4）分割記録の場合、譲渡記録が伴わないもの （5）当社を譲受人とした直接の譲渡記録請求（分割記録請求を含む）ただし、融資申込に伴う場合を除く</p> <p>第28条（譲渡記録に関する手続） 1. 当社は、利用者が自らを譲渡人とするでんさいの譲渡記録の請求を受けるものとします。なお、譲渡記録とともに保証記録の請求も行う必要があります。 2. 利用者は、譲渡記録を行おうとする日の午後3時までに、当社に対して、「関西みらいビジネスダイレクト」を利用して、譲渡記録に必要な情報を提供することにより、当社に譲渡記録の請求を行います。なお、当日付の記録請求のほか、記録請求日の翌銀行営業日から記録請求日の1ヶ月後応答日までの期間の日付を指定した予約による記録請求を可能とします。 3. 前項の規定によりでんさいネットにて譲渡記録を行った場合、当社は、遅滞なく、でんさいネットの依頼に基づき、当該でんさいの譲渡人および譲受人へ、当該でんさいの内容について通知（電子メール等）を行います。 4. 譲渡記録請求を撤回することはできません。ただし、予約による記録請求の場合は、電子記録指定日が到来するまでは、他の記録請求がなされた場合を除き、記録請求者による単独での予約の撤回をできるものとします。 5. 利用者は、第3項の当該でんさいの譲受人として、当該通知を受領した場合は、その通知または開示請求により内容の確認を行い、内容に異議等がある場合には、「でんさいネット業務規程」に基づき、記録日を含め5銀行営業日（記録日を含め当該電子記録がされることとなる債権記録の支払期日の3銀行営業日前の日までの期間が4銀行営業日以内の場合には、当該支払期日の3銀行営業日前の日）以内に、当社を通じ、でんさいネットに対し当該電子記録を削除する旨の変更記録の請求をすることができるものとします。また、予約による譲渡記録においては、電子記録指定日が到来するまでの期間は、譲受人が単独で予約を否認することができるものとします。 6. 前項の削除する旨の変更記録の請求に伴い、でんさいネットにて当該変更記録を行った場合、当社は、遅滞なく、でんさいネットの依頼に基づき当該でんさいの譲渡人および譲受人へ、当該でんさいの内容について通知（電子メール等）を行います。</p> <p>第29条（口座間送金決済以外の支払等記録の請求） 1. 利用者は当社に対して、次の各号に定める支払等記録の請求を行うことができません。</p> <p>（1）「でんさいネット業務規程」にて請求できないこととされている請求 （2）「関西みらいビジネスダイレクト利用規定」にて定める所定の時間外の請求 （3）債権者の請求の場合、支払期日の2銀行営業日前から前</p>

新	旧
<p>日の請求 (4) 債務者または保証人等（以下、「支払者」といいます。）の請求の場合、支払期日の6 銀行営業日前から前日の請求 2. 支払期日前における支払等記録請求は、支払者による全額弁済後に行うものとします。 3. 前項の保証人による支払等記録請求は、債務者の破産手続開始決定もしくは、その他当社が認めた場合に当社所定の方法で行うものとします。 4. 支払期日後における支払等記録請求は、債務者からの返済を除き全額返済後に行うものとします。 5. 利用者による支払等記録請求の際、当社は弁済の事実の確認義務はないものとします。 6. 強制執行等の記録がされた後の支払等記録請求に関しては、当社に所定の書面（支払等記録請求書等）を提出することで受付するものとします。 7. 第1項の第3号および第4号等の「でんさいネット業務規程」で定める、支払等記録請求を受付できない期間で、当事者間で決済を行った場合は、第44条に定める口座間送金決済の中止依頼を行う等、当事者間で必要措置を行うものとします。</p> <p>第30条（口座間送金決済以外の支払等記録に関する手続） 1. 当社は、利用者が自らを債権者または支払者とするでんさいの支払等記録の請求を受けるものとします。なお、保証人の場合は、債務者の同意が必要となる場合があります。 2. 利用者は、支払等記録を行おうとする日の午後3時までに、当社に対して、「りそなビジネスダイレクト」を利用して、支払等記録に必要な情報を提供することにより、当社に支払等記録の請求を行います。 3. 前項の規定によりでんさいネットにて支払等記録を行った場合、当社は、遅滞なく、でんさいネットの依頼に基づき当該でんさいの債権者および支払者へ、当該でんさいの内容について通知（電子メール等）を行います。 4. 支払者による支払等記録請求の場合、前項の通知を受領した債権者は、その通知の確認を行い、承諾する場合には（または異議ある場合には）「でんさいネット業務規程」に基づき、記録日を含め5銀行営業日以内に、当社を通じ、でんさいネットに対し当該電子記録を承諾する通知（または否認する通知）をすることができるものとします。なお、前記の期間内に承諾または否認のいずれの通知も行なわなかった場合、否認の意思表示がなされたものとみなします（みなし否認） 5. 前項の支払等記録の請求に伴い、でんさいネットにて当該支払等記録を行った場合（または否認・みなし否認となった場合）当社は、遅滞なく、でんさいネットの依頼に基づき当該でんさいの債権者および支払者へ、当該でんさいの内容について通知（電子メール等）を行います。</p> <p>第31条（変更記録の請求） 利用者は、当社に対して、次の各号に定める変更記録の請求を行うことができません。 (1) 「でんさいネット業務規程」にて請求できないこととされている請求 (2) 「りそなビジネスダイレクト利用規定」にて定める所定の時間外の請求、ただし当社に所定の書面を提出する必要がある場合を除く</p> <p>第32条（変更記録に関する手続） 1. 変更記録の請求はでんさい上の債権者、債務者以外の利害関係人がいる場合、その全員の同意を得たうえで行うものとします。 2. 前項の変更記録を請求する場合には、利用者の代表者は変更する記録事項について、その変更内容を当社に所定の書面（変更記録請求書等）で提出するものとします。 3. でんさい上の利害関係人が債権者と債務者しかいない場合、「でんさいネット業務規程」に定める変更記録の請求を行う場合、当社は、利用者が自らを債権者または債務者とするでんさいの変更記録の請求を次項の方法にて受けるものとします</p>	<p>日の請求 (4) 債務者または保証人等（以下、「支払者」といいます。）の請求の場合、支払期日の6 銀行営業日前から前日の請求 2. 支払期日前における支払等記録請求は、支払者による全額弁済後に行うものとします。 3. 前項の保証人による支払等記録請求は、債務者の破産手続開始決定もしくは、その他当社が認めた場合に当社所定の方法で行うものとします。 4. 支払期日後における支払等記録請求は、債務者からの返済を除き全額返済後に行うものとします。 5. 利用者による支払等記録請求の際、当社は弁済の事実の確認義務はないものとします。 6. 強制執行等の記録がされた後の支払等記録請求に関しては、当社に所定の書面（支払等記録請求書等）を提出することで受付するものとします。 7. 第1項の第3号および第4号等の「でんさいネット業務規程」で定める、支払等記録請求を受付できない期間で、当事者間で決済を行った場合は、第44条に定める口座間送金決済の中止依頼を行う等、当事者間で必要措置を行うものとします。</p> <p>第30条（口座間送金決済以外の支払等記録に関する手続） 1. 当社は、利用者が自らを債権者または支払者とするでんさいの支払等記録の請求を受けるものとします。なお、保証人の場合は、債務者の同意が必要となる場合があります。 2. 利用者は、支払等記録を行おうとする日の午後3時までに、当社に対して、「関西みらいビジネスダイレクト」を利用して、支払等記録に必要な情報を提供することにより、当社に支払等記録の請求を行います。 3. 前項の規定によりでんさいネットにて支払等記録を行った場合、当社は、遅滞なく、でんさいネットの依頼に基づき当該でんさいの債権者および支払者へ、当該でんさいの内容について通知（電子メール等）を行います。 4. 支払者による支払等記録請求の場合、前項の通知を受領した債権者は、その通知の確認を行い、承諾する場合には（または異議ある場合には）「でんさいネット業務規程」に基づき、記録日を含め5銀行営業日以内に、当社を通じ、でんさいネットに対し当該電子記録を承諾する通知（または否認する通知）をすることができるものとします。なお、前記の期間内に承諾または否認のいずれの通知も行なわなかった場合、否認の意思表示がなされたものとみなします（みなし否認） 5. 前項の支払等記録の請求に伴い、でんさいネットにて当該支払等記録を行った場合（または否認・みなし否認となった場合）当社は、遅滞なく、でんさいネットの依頼に基づき当該でんさいの債権者および支払者へ、当該でんさいの内容について通知（電子メール等）を行います。</p> <p>第31条（変更記録の請求） 利用者は、当社に対して、次の各号に定める変更記録の請求を行うことができません。 (1) 「でんさいネット業務規程」にて請求できないこととされている請求 (2) 「関西みらいビジネスダイレクト利用規定」にて定める所定の時間外の請求、ただし当社に所定の書面を提出する必要がある場合を除く</p> <p>第32条（変更記録に関する手続） 1. 変更記録の請求はでんさい上の債権者、債務者以外の利害関係人がいる場合、その全員の同意を得たうえで行うものとします。 2. 前項の変更記録を請求する場合には、利用者の代表者は変更する記録事項について、その変更内容を当社に所定の書面（変更記録請求書等）で提出するものとします。 3. でんさい上の利害関係人が債権者と債務者しかいない場合、「でんさいネット業務規程」に定める変更記録の請求を行う場合、当社は、利用者が自らを債権者または債務者とするでんさいの変更記録の請求を次項の方法にて受けるものとします</p>

新	旧
<p>す。</p> <p>4. 利用者は、変更記録を行おうとする日の午後3時まで、当社に対して、「りそなビジネスダイレクト」を利用して、変更記録に必要な情報（以下、「変更記録情報」といいます）を提供することにより、当社に変更記録の請求を行います。</p> <p>5. 前項の規定により変更等記録情報の提供を受けた当社は、遅滞なく、でんさいネットの依頼に基づき、当該でんさいの債務者または債権者へ当該でんさいの内容について通知（電子メール等）を行います。</p> <p>6. 利用者は、当該でんさいの債権者（または債務者）として、前項の通知を受領した場合は、その通知の確認を行い、承諾する場合には（または異議ある場合には）「でんさいネット業務規程」に基づき、記録日を含め5銀行営業日以内に、当社を通じ、でんさいネットに対し当該電子記録を承諾する通知（または否認する通知）をすることができるものとします。なお、前記の期間内に承諾または否認のいずれの通知も行わなかった場合、否認の意思表示がなされたものとみなします（みなし否認）。</p> <p>7. 第2項および第4項の変更記録の請求に伴い、でんさいネットにて当該変更記録を行った場合（または否認・みなし否認となった場合）当社は、遅滞なく、でんさいネットの依頼に基づき当該でんさいの債権者および債務者へ、当該でんさいの内容について通知（電子メール等）を行います。また、変更記録請求の内容が記録の制限に抵触する等の理由により、変更記録を行うことができなかつた場合には、その旨を通知します。</p> <p>第33条（保証記録の請求） 利用者は、当社に対して、次の各号に定める保証記録の請求を行うことができません。 （1）「でんさいネット業務規程」にて請求できないこととされている請求 （2）「りそなビジネスダイレクト利用規定」にて定める所定の時間外の請求</p> <p>第34条（保証記録に関する手続） 1. 当社は、利用者が自らを債権者とするでんさいの保証記録の請求を受けるものとします。また、保証記録の請求にあたり、当該でんさいの債務者の同意は不要です。なお、譲渡記録とともにを行う保証記録の請求手続については、第27条および第28条の規定に従うものとします。 2. 利用者は、保証記録を行おうとする日の午後3時まで、当社に対して、「りそなビジネスダイレクト」を利用して、保証記録に必要な情報（以下、「保証記録情報」といいます）を提供することにより、当社に保証記録の請求を行います。なお、保証記録請求を撤回することはできません。 3. 前項の規定により保証記録情報の提供を受けた当社は、遅滞なく、でんさいネットの依頼に基づき、当該でんさいの保証人へ、当該でんさいの内容について通知（電子メール等）を行います。 4. 利用者は、当該でんさいの保証人として、前項の通知を受領した場合は、その通知の確認を行い、承諾する場合には（または異議ある場合には）「でんさいネット業務規程」に基づき、記録日を含め5銀行営業日以内に、当社を通じ、でんさいネットに対し当該電子記録を承諾する通知（または否認する通知）をすることができるものとします。なお、前記の期間内に承諾または否認のいずれの通知も行わなかった場合、否認の意思表示がなされたものとみなします（みなし否認） 5. 前項の保証記録の請求に伴い、でんさいネットにて当該保証記録を行った場合（または否認・みなし否認となった場合）当社は、遅滞なく、でんさいネットの依頼に基づき当該でんさいの債権者および保証人（または否認の意思判断をした利用者）へ、当該でんさいの内容について通知（電子メール等）を行います。</p> <p>第6章 融資 第39条（融資申し込み） 1. でんさいの割引および譲渡担保差入の申込（以下、総称</p>	<p>す。</p> <p>4. 利用者は、変更記録を行おうとする日の午後3時まで、当社に対して、「関西みらいビジネスダイレクト」を利用して、変更記録に必要な情報（以下、「変更記録情報」といいます）を提供することにより、当社に変更記録の請求を行います。</p> <p>5. 前項の規定により変更等記録情報の提供を受けた当社は、遅滞なく、でんさいネットの依頼に基づき、当該でんさいの債務者または債権者へ当該でんさいの内容について通知（電子メール等）を行います。</p> <p>6. 利用者は、当該でんさいの債権者（または債務者）として、前項の通知を受領した場合は、その通知の確認を行い、承諾する場合には（または異議ある場合には）「でんさいネット業務規程」に基づき、記録日を含め5銀行営業日以内に、当社を通じ、でんさいネットに対し当該電子記録を承諾する通知（または否認する通知）をすることができるものとします。なお、前記の期間内に承諾または否認のいずれの通知も行わなかった場合、否認の意思表示がなされたものとみなします（みなし否認）。</p> <p>7. 第2項および第4項の変更記録の請求に伴い、でんさいネットにて当該変更記録を行った場合（または否認・みなし否認となった場合）当社は、遅滞なく、でんさいネットの依頼に基づき当該でんさいの債権者および債務者へ、当該でんさいの内容について通知（電子メール等）を行います。また、変更記録請求の内容が記録の制限に抵触する等の理由により、変更記録を行うことができなかつた場合には、その旨を通知します。</p> <p>第33条（保証記録の請求） 利用者は、当社に対して、次の各号に定める保証記録の請求を行うことができません。 （1）「でんさいネット業務規程」にて請求できないこととされている請求 （2）「関西みらいビジネスダイレクト利用規定」にて定める所定の時間外の請求</p> <p>第34条（保証記録に関する手続） 1. 当社は、利用者が自らを債権者とするでんさいの保証記録の請求を受けるものとします。また、保証記録の請求にあたり、当該でんさいの債務者の同意は不要です。なお、譲渡記録とともにを行う保証記録の請求手続については、第27条および第28条の規定に従うものとします。 2. 利用者は、保証記録を行おうとする日の午後3時まで、当社に対して、「関西みらいビジネスダイレクト」を利用して、保証記録に必要な情報（以下、「保証記録情報」といいます）を提供することにより、当社に保証記録の請求を行います。なお、保証記録請求を撤回することはできません。 3. 前項の規定により保証記録情報の提供を受けた当社は、遅滞なく、でんさいネットの依頼に基づき、当該でんさいの保証人へ、当該でんさいの内容について通知（電子メール等）を行います。 4. 利用者は、当該でんさいの保証人として、前項の通知を受領した場合は、その通知の確認を行い、承諾する場合には（または異議ある場合には）「でんさいネット業務規程」に基づき、記録日を含め5銀行営業日以内に、当社を通じ、でんさいネットに対し当該電子記録を承諾する通知（または否認する通知）をすることができるものとします。なお、前記の期間内に承諾または否認のいずれの通知も行わなかった場合、否認の意思表示がなされたものとみなします（みなし否認） 5. 前項の保証記録の請求に伴い、でんさいネットにて当該保証記録を行った場合（または否認・みなし否認となった場合）当社は、遅滞なく、でんさいネットの依頼に基づき当該でんさいの債権者および保証人（または否認の意思判断をした利用者）へ、当該でんさいの内容について通知（電子メール等）を行います。</p> <p>第6章 融資 第39条（融資申し込み） 1. でんさいの割引および譲渡担保差入の申込（以下、総称</p>

新	旧
<p>して「融資申込」といいます) にあたっては、「りそなビジネスダイレクト」の融資画面を利用して行うものとし、割引申込書および担保申込書の提出は不要とします。</p> <p>2. 利用者は、当社所定の期間の範囲内で、融資希望日の前銀行営業日の所定の時間までに融資申込を行うものとし、</p> <p>3. 以下の各号に該当するでんさいについては、融資申込の受付は行わないものとし、</p> <p>(1) 融資申込希望日から支払期日までの日数が、審査期間を考慮したうえで、「でんさいネット業務規程」に定める譲渡記録請求可能日に満たないでんさい</p> <p>(2) 当社以外の金融機関を窓口金融機関とするでんさい</p> <p>(3) 強制執行等の記録があり、当社への譲渡ができないでんさい</p> <p>第9章 電子記録の記録事項等の開示</p> <p>第55条 (開示請求)</p> <p>1. 記録事項および提供情報の開示は、利用者自ら「りそなビジネスダイレクト」を利用して、第4条で定めるサービス利用時間内に開示に必要な情報を提供することにより、行うものとし、その後、当社は、遅滞なく、でんさいネットの提供情報に基づいた開示結果を利用者の「りそなビジネスダイレクト」の画面上に交付します。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、「でんさいネット業務規程」で定める、特例開示およびでんさいに係る記録事項の全部開示(ただし、譲渡記録は最新の記録のみを開示する)の請求は、当社に所定の書面(特例開示請求書等)を提出することで受付するものとし、</p> <p>3. 利用契約を解約もしくは解除された元利用者(当社を窓口金融機関としていた者に限り)は、開示の請求を行う場合、当社に所定の書面(特例開示請求書等)を提出することで受付するものとし、</p> <p>4. 当社は開示請求の理由を確認せずに請求を受付するため、開示請求により、万一、利用者(元利用者含む)ならびに当該でんさいの利害関係人等につき損害、係争等が生じたとしても、当社は一切責任を負いません。</p> <p>5. 第2項および第3項の規定によりでんさいネットにて開示を行った場合、当社は、遅滞なく、でんさいネットの提供情報に基づいた開示結果を利用者へ書面にて交付します。また、依頼の都度、当初所定の手数料を支払うこととします。</p> <p>第12章 その他</p> <p>第70条 (関係規定の適用・準用)</p> <p>本規定に定めがない事項については、「でんさいネット業務規程」「りそなビジネスダイレクト利用規定」および法、民法その他関連諸法令を適用または準用するものとし、</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>して「融資申込」といいます) にあたっては、「関西みらいビジネスダイレクト」の融資画面を利用して行うものとし、割引申込書および担保申込書の提出は不要とします。</p> <p>2. 利用者は、当社所定の期間の範囲内で、融資希望日の前銀行営業日の所定の時間までに融資申込を行うものとし、</p> <p>3. 以下の各号に該当するでんさいについては、融資申込の受付は行わないものとし、</p> <p>(1) 融資申込希望日から支払期日までの日数が、審査期間を考慮したうえで、「でんさいネット業務規程」に定める譲渡記録請求可能日に満たないでんさい</p> <p>(2) 当社以外の金融機関を窓口金融機関とするでんさい</p> <p>(3) 強制執行等の記録があり、当社への譲渡ができないでんさい</p> <p>第9章 電子記録の記録事項等の開示</p> <p>第55条 (開示請求)</p> <p>1. 記録事項および提供情報の開示は、利用者自ら「関西みらいビジネスダイレクト」を利用して、第4条で定めるサービス利用時間内に開示に必要な情報を提供することにより、行うものとし、その後、当社は、遅滞なく、でんさいネットの提供情報に基づいた開示結果を利用者の「関西みらいビジネスダイレクト」の画面上に交付します。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、「でんさいネット業務規程」で定める、特例開示およびでんさいに係る記録事項の全部開示(ただし、譲渡記録は最新の記録のみを開示する)の請求は、当社に所定の書面(特例開示請求書等)を提出することで受付するものとし、</p> <p>3. 利用契約を解約もしくは解除された元利用者(当社を窓口金融機関としていた者に限り)は、開示の請求を行う場合、当社に所定の書面(特例開示請求書等)を提出することで受付するものとし、</p> <p>4. 当社は開示請求の理由を確認せずに請求を受付するため、開示請求により、万一、利用者(元利用者含む)ならびに当該でんさいの利害関係人等につき損害、係争等が生じたとしても、当社は一切責任を負いません。</p> <p>5. 第2項および第3項の規定によりでんさいネットにて開示を行った場合、当社は、遅滞なく、でんさいネットの提供情報に基づいた開示結果を利用者へ書面にて交付します。また、依頼の都度、当初所定の手数料を支払うこととします。</p> <p>第12章 その他</p> <p>第70条 (関係規定の適用・準用)</p> <p>本規定に定めがない事項については、「でんさいネット業務規程」「関西みらいビジネスダイレクト利用規定」および法、民法その他関連諸法令を適用または準用するものとし、</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>